

令和7年度・介護職員等処遇改善加算計画

令和7年4月1日

加算の見込額	64,800,000
賃金改定の見込額	65,800,000
賃金改善実施期間：令和7年5月～令和8年4月（12か月）	
賃金改善を行う方法及び支給対象者	①介護職員においては旧ベースアップ加算時の9,000円/月と旧介護職員処遇改善支援補助金の6,000円/月を合わせた15,000円/月を維持し支給する。 ②介護職における令和2年4月以降に実施された昇給（ベースアップを含む）の財源に充当する。 ③、②の昇給によって増額する賞与の財源に充当する。 ④夜勤の回数に応じた、夜勤手当2,000円/1回を上乗せして支給する。 ⑤介護職以外の職種の令和6年4月以降に実施する昇給（ベースアップを含む）の財源に充当する。 ⑥、⑤の昇給によって増額する賞与の財源に充当する。 ⑦上記の他、全職員に対して実労働時間（有給含む・時間外除く）で按分した額を一時金として支給する。
賃金支給月及び支給基準	●①②④⑤は令和7年5月～令和8年4月に支給する。 ●③⑥は令和7年6月・12月に賞与として、⑦は令和7年6月・12月・令和8年3月に一時金として支給する。